

## 第 4 章 災害応急対応

## 第1節 災害廃棄物等処理の進め方

災害廃棄物等処理の初動期及び応急対応期前半の全体的な流れは次のとおりである。

### 1. 発災後24時間以内

手順1 初動体制を構築する。

手順2 被害状況を把握する。

手順3 避難所開設状況を把握する。

手順4 災害廃棄物等の収集体制を構築する。

手順4-① 道路啓開等によるがれき収集計画を検討する。

手順4-② 避難所ごみ・し尿の収集計画を検討する。

手順4-③ 住民の片付けごみの出し方を検討する。

手順4-④ 地区集積所からの収集を検討する。

手順5 協定先へ協力要請を行う。

### 2. 発災後48時間以内

手順6 災害廃棄物等の発生量を把握する。

手順7 一次仮置場を開設・管理する。

手順7-① 仮置場候補地の選定をする。

手順7-② 開設前の準備をする。

手順7-③ 仮置場の管理をする。

手順7-④ 住民への広報をする。

手順8 外部委託の必要性を検討する。

### 3. 発災後48時間以降

手順9 処理先を確保する。

手順10 処理フローを作成する。

手順11 契約を締結する。

手順11-① 契約締結の準備をする。

手順11-② 単価の設定をする。

手順11-③ 業者の選定をする。

## 1. 発災後 24 時間以内

### 手順 1 初動体制を構築する。(第2章 第1節 1. 参照)

災害廃棄物を円滑かつ適正・迅速に処理するために、災害廃棄物処理体制を組織する。

大規模災害により多量の災害廃棄物が発生する恐れがある場合は、(仮称) 国立市災害廃棄物対策チームを設置する。設置後、災害対策本部へ報告する。

(仮称) 国立市災害廃棄物対策チームはあらかじめ検討した「総務班」、「受援班」、「資源管理班」、「処理班」の体制とする。各班の班員は、ごみ減量課の職員を中心とし、必要に応じて関係部署と連携した体制とする。

#### 【災害廃棄物処理業務における初動対応時の業務】

災害廃棄物処理において、初動対応を迅速かつ確実に実施するためには、優先的に実施する業務の絞り込みが必要である。初動対応時の業務として、業務継続の優先度が高い通常業務と災害に起因して発生する応急業務を的確に抽出し、実施手順を整理する。

**Step1**: 通常業務と応急業務のリストアップ

- ・初動対応時の候補となる通常業務と応急業務をリストアップする。

**Step2**: 初動対応時の業務の抽出

- ・ Step1でリストアップした通常業務と応急業務について業務実施時期を設定する。
- ・ 業務実施時期に関する情報は、『災害廃棄物対策指針』や過去の災害の記録誌等を参考にしつつ、住民にとって当該業務が実施される必要性の視点から設定する。
- ・ 業務実施時期が初動期及び応急対応期前半である発災後 3 週間以内となる業務を「初期対応時の業務」とする。
- ・ 市全体が甚大な被害を受ける場合の初期対応では、市全体として住民避難や救出・救助、避難所運営等が優先されるとともに、一般廃棄物についても避難生活の維持に不可欠な対応（避難所ごみやし尿の収集・運搬等）が優先され、資源ごみへの対応等が制限することも想定される

**Step3**: 支援要請業務の選定

- ・ 初動対応時の業務の実施体制を確保するために、他部署や他自治体等の支援を必要とする「支援要請業務」を選定する。
- ・ 選定に際しては、人数面や技術面での外部支援の必要性等を考慮する。
- ・ 人数面に関しては、各業務に必要な人数は業務内容等から概算を把握しておき、平時から職員訓練等を重ねて、定期的に見直しを行っていく中で、定量的な判断を行う。

図表 4-1-1 初期対応時の業務リスト (例)

組織区分	担当	業務区分	業務概要	災害発生経過日数									
				初動期		応急期		3週間以上					
				12時間	24時間	3日	1週間	3週間					
平時組織	防災安全課 災害対策本部	応急	災害時組織体制へ移行する。	←	→								
			災害対策本部の対応を行う。	←	→								
			安否情報及び被害情報を集約する。	←	→								
	ごみ減量課	普通	普通	生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制を構築する。			←	→					
				し尿(仮設トイレを含む)の収集運搬体制を構築する。			←	→					
				上記の収集運搬体制を進捗に応じて見直し、必要に応じて支援要請する。			←	→					
				一般廃棄物にかかわる施策の企画・調整を行う。						←	→		
				一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物の分別及び収集運搬計画を策定する。						←	→		
				不法投棄・野外焼却等の監視パトロールを実施する。			←	→					
		普通	普通	一般廃棄物の集積所・適正管理にかかわる指導及び啓発を行う。			←	→					
				一般廃棄物の減量及びリサイクルにかかわる指導及び啓発を行う。						←	→		
				収集運搬車両の被害状況を調査する。		←	→						
		(処理・処分担当)	応急	応急	生活ごみ・避難所ごみを収集・運搬する。			←	→				
					し尿(仮設トイレを含む)を収集・運搬する。			←	→				
					収集車両を管理及び整備する。			←	→				
			普通	普通	資源、粗大ごみを収集・運搬する。					←	→		
					(施設担当)	応急	各処理施設の緊急点検の実施、被災状況の確認	←	→				
							被害箇所を修理する。	←	→				
普通	普通	一般廃棄物を焼却処理する。			←	→							
		し尿(仮設トイレを含む)を処理する。			←	→							
		資源、粗大ごみを処理する。					←	→					
災害時組織	総務班	総合調整担当	応急	災害廃棄物処理の進捗管理をする。	←	→							
				災害廃棄物の発生量の把握や要処理量の推計を行う。	←	→							
				災害廃棄物実行計画を策定・検討する。						←	→		
		財務担当	応急	災害廃棄物処理を実施するための予算を確保する。	←	→							
				災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請を行う。						←	→		
		渉外担当	応急	国、都道府県・他市町村からの支援について調整する。	←	→							
	民間団体等からの支援について調整する。			←	→								
	広報担当	応急	市民・ボランティアへの情報提供を行う。	←	→								
			市民からの問い合わせに対応する。	←	→								
			メディア対応を行う。	←	→								
	受援班	受入担当	応急	受援対応を行う。	←	→							
				配置担当	処理業務の人員配置の調整を行う。	←	→						
	資源管理班	仮置場担当	応急	地区集積所を開設する。	←	→							
				仮置場を開設する。	←	→							
				仮置場運営等を民間事業者へ委託する。			←	→					
搬入物の確認及び分別指導を行う。				←	→								
仮置場の環境モニタリングを行う。				←	→								
処理班	処理・処分担当	応急	道路啓開に伴う廃棄物対応を行う。	←	→								
			公費家屋解体対応を行う。					←	→				
			災害廃棄物を収集・運搬する。			←	→						

**手順 2** 被害状況を把握する。(第2章 第1節 2. 参照)

被害情報は、「総務班」で取りまとめ、必要に応じて関係機関へ情報提供する。

① 市内の被害状況

「総務班」は、現地確認及び災害対策本部を通じて、家屋等の倒壊及び焼失状況、道路の被害、障害物等の状況、下水道施設やオープンスペースの被害状況を把握する。

② 処理施設等の被害状況

「資源管理班」は、国立市環境センター、クリーンセンター多摩川、二ツ塚処分場、民間処理施設等の被災状況、稼働状況を確認する。

また、「資源管理班」は、当該施設周辺の道路被災状況等を把握する。

③ 協定締結業者等の被害状況

「処理班」は、協定締結業者等を通じて、重機、運搬車両等提供先の被災状況を把握する。

④ 初動対応の状況

「総務班」は、災害対策本部および道路交通課を通じて、救出救助の実施状況、道路啓開作業の進捗状況、応急活動拠点等のオープンスペースの利用状況や利用可否状況を把握する。

**手順 3** 避難所開設状況を把握する。

避難所において発生する廃棄物によって、避難所の生活に支障が生じないように、避難所開設状況を把握する。

避難所が開設されることによって、避難所において避難所ごみやし尿が発生するが、平時における収集運搬体制が整備されていない、また下水道施設の被害状況によっては仮設トイレの配置が必要となるため、災害対策本部を通じて、避難所の開設場所及び避難者数等を把握する。

**手順 4** 災害廃棄物等の収集体制を構築する。(第3章 第1節 3. 参照)

災害廃棄物等（損壊家屋等のがれき、片付けごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿等）について、発生場所や被害状況等を踏まえ、平時に検討した内容を参考とし、収集方法等を決める。

手順 4 - ① 道路啓開等によるがれき収集計画を検討する。

手順 4 - ② 避難所ごみ、し尿の収集計画を検討する。

手順 4 - ③ 住民の片付けごみの出し方を検討する。

手順 4 - ④ 地区集積所からの収集を検討する。

**手順 4 - ①** 道路啓開等によるがれき収集計画を検討する。(第3章 第2節 3. 参照)

- 災害対策本部を通じて、市内の道路被害状況を把握し、道路啓開等に伴ってがれきが発生する箇所を特定して、災害廃棄物処理マップに記載する。

- 自衛隊・警察、道路管理者（国、都、市）と連携して、がれきの応急集積場所を決定する。
- 協定締結業者等にごみ収集を手配する。

**手順4-② 避難所ごみ、し尿の収集計画を検討する。（第3章 第2節 1. 及び2. 参照）**

- 平時の収集運搬委託業者を活用し、通常のごみ収集に加え、避難所のごみ収集を手配する。なお、平時の収集運搬委託業者で十分な収集ができないときは、一般廃棄物収集許可業者や都に応援要請する。
  - 同様に仮設トイレの汲み取りについても手配する。
- ※ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）は、随意契約が認められる。委託契約時の留意事項については**手順11**に整理する。

**手順4-③ 住民の片付けごみの出し方を検討する。（第3章 第1節 4. 参照）**

- 地域ごとに、地区集積所を設置するか又は被害家屋から直接戸別回収するかを検討する。
- 地区集積所は、被害の大きい地域の近傍の公園等に配置する。

**【地震被害と水害の違い】**

- 水害時は、水が引けると同時に片付けごみが排出されるので、特に速やかに対応が必要となる。
- 地震災害時は、余震が収まり、各家庭の片付けのほか、解体や改築の進捗に合わせて災害廃棄物等が排出されるので、水害に比べると排出のピークは遅い。ただし、住民への広報を考慮し、早めに開設の可否を判断する。

**手順4-④ 地区集積所からの回収を手配する。（第3章 第1節 3. 参照）**

- 平時の収集運搬委託業者を活用し、地区集積所からのごみ収集を手配する。なお、平時の収集運搬委託業者で十分な収集ができないときは、一般廃棄物収集許可業者や都に応援要請する。
- 被害が大きかった地域や高齢者世帯には、戸別回収を実施する。

**手順5 協定先へ協力要請を行う。（第2章 第1節 3. 参照）**

協力が必要な業務の整理を行ったうえ、各協定先へ協力要請を行う。

発生した災害で必要となる資機材等を**手順4**で抽出し、平時に協定締結した民間事業者等に協力要請を行う。また、協力要請で不足する資機材等については、都に応援要請する。

## 2. 発災後 4 8 時間以内

### 手順 6 災害廃棄物等の発生量を把握する。(第3章 第1節 1.(3))

発災後における実行計画の策定、緊急時の処理体制の整備のため、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計を行う。

- 初動期は、被害状況が正確に把握できない場合が多いため、**手順 2**における現地確認や住民情報を住宅地図に落とし込み、被害家屋棟数の概数を把握し、災害廃棄物の発生量の推計を行う。
- 地震等で火災の被害が発生した場合は、火災発生地区を把握した時点で、住宅地図から当該地区の焼失棟数の概数を把握し、災害廃棄物の発生量の推計を行う。
- 処理可能量は一般廃棄物処理等の被害状況等を踏まえ推計する。
- 以上によって求められた災害廃棄物発生量を仮置場の必要面積や処理見込み量に活用する。

### 手順 7 一次仮置場を開設・管理する。(第3章 第1節 4. 参照)

応急集積場所で収集したがれきや地区集積所で集積した片付けごみのうち一般廃棄物処理施設に排出できずに、粗選別等が必要な災害廃棄物について一時保管を行うために、一次仮置場を開設する。また、その管理を行う。

**手順 7-①** 仮置場候補地の選定をする。

**手順 7-②** 開設前の準備をする。

**手順 7-③** 仮置場の管理をする。

**手順 7-④** 住民への広報をする。

#### 手順 7-① 仮置場候補地の選定をする。

**手順 7-①-1** 仮置場に使用できる土地を候補地リストより抽出する。

- ◆ 事前に用意している候補地から自衛隊の野営地や応急仮設住宅建設地等の用途に使用する場所を除外する。



**手順 7-①-2** 候補地を絞り込む。

- ◆ 必要な面積を確保できるか確認する。
- ◆ 被害の大きい地域になるべく広い候補地を選定する。
- ◆ 長期間の使用が可能な土地であるか確認する。
- ◆ 住民の生活環境に影響しないか確認する。
- ◆ 補助制度ごとに場所を分ける必要があるか確認する。
- ◆ 搬入・搬出車両や作業用重機の出入りが確保できるか確認する。



**手順 7-①-3** 災害対策本部で仮置場開設場所を決定する。

## 手順 7-② 開設前の準備をする。

### 手順 7-②-1 開設前に仮置場の写真を撮影する。

※ 環境影響が懸念される場合は、使用前に環境調査を行う。



### 手順 7-②-2 分別品目を決定する。

- ◆ 平時の処理ルートや協定締結先における受け入れ品目から分別品目を決定する。なお、平時から住民に対して、災害時の分別方法を周知していくため、平時に検討していた分別区分を基本とする。
- ◆ 排出元での分別が困難な場合は、仮置場内で選別や重機による破碎作業を手配する。



### 手順 7-②-3 配置(レイアウト)を決定する。

- ◆ 平時に検討したレイアウトを基本とする。
- ◆ 搬入経路の幅員や重機の設置スペース、搬出作業の方法など、レイアウトにおいて考慮する事項が多くあることから、仮置場管理の受託業者と打合せのうえ決定することが望ましい。

#### 【品目・配置の留意事項】

- ◆ 生活ごみ等の受入れしないごみを明確にする。
- ◆ 左折で入場し、左折で退場することができる時計回りで、かつ、一方通行の動線が望ましい。
- ◆ 家電や畳などわかりやすい物を先に降ろすように配置することが望ましい。
- ◆ 河川堆積物などの土木系の品目の保管が必要な場合は、残土置場等の別途専用の保管場所を用意する。
- ◆ 危険物と可燃物は離して配置する。

## 手順 7-③ 仮置場の管理を行う。

- 応援職員を含めて職員のみで仮置場の管理をすることが難しい場合は、管理を民間事業者へ委託する。なお、仮置場の管理においては、バックホウ等の重機による作業を要するため、地域の廃棄物処理業者や建設業者などへの委託を検討する。
- 開設当初に、「見せごみ」を配置して、分別に対して意識してもらう。
- 搬入量・搬出量を管理・記録する。
- 受入れ時間内は、無人にしない。
- 分別を案内する職員等を配置する。



**手順 7-④** 市民への広報をする。(第2章 第2節 2. 参照)

- 市民へ広報する内容は次のとおりである。

- ① いつから、どの時間帯で受け入れるのか
- ② 受け入れる場所はどこか
- ③ 受け入れる品目は何か
- ④ 何が持ち込み禁止なのか
- ⑤ 問い合わせ先及び電話番号

- 市民に対しては、複数の媒体（防災行政無線、メール、チラシ、掲示板、ホームページ、SNS等）により積極的に情報を提供する。

**手順 8** 外部委託の必要性を検討する。

**災害廃棄物の収集運搬や処分等に係る外部委託の必要性を検討する。**

- し尿及び避難所ごみの収集運搬は、平時に委託している収集運搬業者に追加的な契約により実施するが、委託業者が対応できない場合は、他の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する。また、必要に応じて、他の自治体にも委託する。
- 災害廃棄物の収集運搬や処分を委託する場合は、廃棄物処理法に基づき適正に実施することが必要であり、適正な金額であること、可能な限りリサイクルを進めることが重要となる。
- 仮置場の管理・運営を業者に委託することを検討する。なお、業者に委託する場合は、委託する範囲と行政で行う範囲を明確にする。
- 災害廃棄物の収集運搬や処分を委託する場合、契約のための仕様書の作成や積算を後日行うこととなる。また、災害等廃棄物処理事業費補助金の交付を受ける場合は、金額の根拠、妥当性に関する資料が必要となることから、これらのことを意識して検討する。

3. 発災後 48 時間以降

**手順 9** 処理先を確保する。

**災害廃棄物の処理方法を決める。**

- 災害廃棄物の種類ごとに処理方法を決める。
- 平時に処理している一般廃棄物処理施設や締結している協定等の活用で処理しきれない災害廃棄物については、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定等を活用して、他の多摩地域の自治体に支援を要請するとともに、広域処理をする場合は都に協力を依頼する。
- 一般廃棄物処理施設で処分できない種類の災害廃棄物は、産業廃棄物処理業者の施設に協力してもらい処分を行う。

**【産業廃棄物処理施設の活用】**

多様な性状で大量に発生する災害廃棄物を円滑かつ適正に処理するためには、産業廃棄物処理業者（産業廃棄物処理施設）等の活用が重要となる。

産業廃棄物処理業者等が一般廃棄物の処理を行う際に必要となる廃棄物処理法上の手続き等について以下に示す。

① 一般廃棄物処理業許可について

通常、市町村以外の者が一般廃棄物の処理を行うためには、一般廃棄物処理業許可が必要となるが、市町村等の委託（非常災害時に市町村等の委託を受けた者からの委託を含む。）により一般廃棄物の処理を行う者は、一般廃棄物処理業許可が不要となる。

② 一般廃棄物処理施設について

一般廃棄物を処理する施設の処理能力が5t/日以上（焼却施設の場合は処理能力が200kg/時以上または火格子面積が2㎡以上）の場合、当該処理施設は廃棄物処理法施行令第5条の一般廃棄物処理施設に該当するが、その設置に当たっては、次のような特例事項がある。

なお、廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物処理法以外の法令等に基づく手続きが必要となる場合がある。

◆ 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例（廃棄物処理法第15条の2の5）

- ・ 産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物として環境省令で定める物を処理する場合は、処理開始の30日前までに届出ることによって当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置できる（第1項）
- ・ 特例は図表4-1-2に示す種類の産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物（非常災害時を除き、他の一般廃棄物と分別して収集された物に限る）について適用できる。
- ・ 特定により一般廃棄物を処理した際に発生する処理後物は、一般廃棄物となる。
- ・ 非常災害時の応急措置として必要な処理の場合は、処理開始後に速やかに届ければよく（第2項）、分別についても処分されるまでの間に行えばよい。

図表4-1-2 廃棄物処理法第15条の2の5の特例対象

産業廃棄物処理施設の種類の種類	特例で処理できる一般廃棄物の種類（処理している産業廃棄物と同じ種類に限る）
廃プラの破砕施設	廃プラ
木くずの破砕施設	木くず
がれき類の破砕施設	がれき類
廃プラの焼却施設	廃プラ
木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体の焼却施設	木くず、紙屑、繊維くず、動植物性残さ、動物の死体
石綿含有廃棄物の熔融施設	石綿含有廃棄物
令7条第14号ハ	燃えがら、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、

管理型最終処分場	動植物性残さ、動物の糞尿、動物死体、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類、ばいじん、処理するために処理したもの（特管一廃を除く）
----------	---

**手順10** 処理フロー図を作成する。

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フロー図を作成する。

- 災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕、選別、焼却等の中間処理を行い、再生、最終処分を行う。
- 処理フロー図は、過去の災害事例のフロー図等を参考に、自区域内や近隣の廃棄物処理施設の状況等を踏まえ決定する。
- 処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関連法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定する。
- 災害廃棄物の処理施設の能力や受入量等を把握するため、仮置場ごとに廃棄物種類別・処理業者別等のフロー図を作成し、全体量を把握する。

**手順11** 契約を締結する。

仮置場の管理、災害廃棄物処理等の契約を締結する。

- 手順11-① 契約締結の準備をする。
- 手順11-② 単価の設定をする。
- 手順11-③ 業者の選定をする。

**手順11-①** 契約締結の準備をする。

- 派遣職員や応援職員を含めた職員の人員体制を踏まえて、委託が必要な業務を決定する。
- 災害廃棄物の処理において契約締結をする場合、次の図書、データを用意する。
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平時の一般廃棄物の収集運搬や処分に係る原価を計算した書類</li> <li>② 建設物価等の物価本</li> <li>③ 災害時の協定がある場合には協定書全文の写し</li> <li>④ 収集運搬を委託している場合には、委託契約の設計図書</li> <li>⑤ 処分委託料の根拠となる文書、及びその算出に要したデータ</li> </ul>
--

#### 手順11-② 単価の設定をする。

- 災害支援協定において単価が設定されている場合は、その単価を使用する。
- 協定に定めがない場合は、物価本や公共工事積算単価等の公表されている単価を用いる。
- 災害時に事業者が不足し、予定価格と実勢価格が乖離する場合は、複数の事業者から参考見積の提出を求め、単価設定をする。

#### 手順11-③ 業者の選定をする。

- 発災直後においては、協定に基づく事業者の迅速な対応が欠かせないため、特命随意契約が想定されるが、後に行われる災害査定において、以下の点が確認されることを考慮する。

- ① なぜ、特命随意契約としたか。急を要したか。
- ② 契約の相手方の選定方法は適切か。協定締結はあったのか。
- ③ 金額の妥当性をどのようにして判断したか。設計金額と比べてどうか。
- ④ 設計図書は適切か。
- ⑤ 参考見積は徴収したか。

- 一定期間経過後は、速やかに入札又は見積競争随意契約に切り替えることが適切であることから、契約期間を適切に設定する。
- 処分に係る契約は、災害廃棄物の発生量を契約時に算定できる場合は総価で契約を締結できるが、これまでの災害事例から困難な場合が多いため、単価契約が想定される。単価契約とする場合は、単価における諸経費の根拠を明確にする必要がある。

## 第2節 災害廃棄物処理実行計画

災害の規模等によっては、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定する。策定に当たっては、必要に応じて、都に技術支援を要請する。

### 1. 策定期間

---

災害廃棄物処理実行計画は、過去の災害事例では概ね発災から1～4か月以内に作成されており、災害の規模によるが、概ね1か月程度を目標として作成する。

### 2. 記載事項

---

災害廃棄物処理実行計画には、下記の事項を中心に、具体的に記載することとする。

- |                |
|----------------|
| ◎被害状況と災害廃棄物発生量 |
| （1）被害状況        |
| （2）災害廃棄物発生量    |
| ◎災害廃棄物処理の基本方針  |
| （1）基本的な考え方     |
| （2）処理期間        |
| （3）財源          |
| ◎災害廃棄物の処理方法    |
| （1）災害廃棄物の処理フロー |
| （2）仮置場の設置及び管理  |
| （3）処理スケジュール    |
| （4）進行管理        |

### 3. 実行計画の見直し

---

発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理に伴う課題等が次第に判明し、処理量の実績値も明らかになるため、進捗に応じて随時実行計画を見直す。

## 第3節 処理進行管理

災害廃棄物の処理に当たっては、図表4-3-1に示す災害廃棄物処理計画ロードマップ例を参考に、施設の稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールを作成し、処理工程ごとに進捗管理を行う。

なお、処理スケジュールは想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に定める。災害廃棄物処理が長期に及ぶ場合であっても、生活圏からの廃棄物の除去、災害廃棄物の処理完了のそれぞれについて目標期限を設定し、広域処理を含めたスケジュールリングを行う。

また、災害廃棄物処理の進捗に応じ、処理見込み量を算出し、スケジュールを見直す。

図表 4-3-1 災害廃棄物処理ロードマップ例

No.	項目	平時 (処理計画事項)	時間軸								
			初動期				応急対応期(前半)		応急対応期(後半)		
			発災時	~24H	~48H	~72H	~1週目	~3週目	~1か月目	~3か月目	
(計画・進行管理)			処理計画に基づく行動					実行計画に基づく行動			
1	組織体制の構築	庁内体制	指揮命令系統・体制の構築								
		協力・支援体制			連携体制の構築						
2	災害廃棄物の要処理量の算定	算定方法の決定	要処理量の暫定値算定						要処理量		
3	実行計画	基本方針の策定	基本方針の策定								
		実行計画の策定	実行計画の策定					必要に応じて見直し			
4	国庫補助金事務	制度の活用	状況把握(随時)					報告書提出			
5	受援体制	体制構築	受援体制の構築								
		支援の受入						支援の受入れ			
(災害廃棄物処理)			処理計画に基づく行動					実行計画に基づく行動			
1	道路啓開	道路啓開	障害物の除去				仮置場等への運搬				
2	人命救助活動・行方不明者捜索	救命捜索活動	救助活動					支障物の除去支援(仮置場等)			
			捜索活動								
3	災害廃棄物の収集運搬	収集運搬方法				仮置場等への運搬					
4	被災者による集積、持込み	住民周知方法	住民への周知								
		地区集積所の設置	設置	受入							
		一次仮置場での受入			設置	一次仮置場での受入れ					
5	損壊家屋等の解体撤去 (公費解体の場合)	申請受付方法					対象家屋等の決定		申請受 設計・発		
6	一次仮置場の整備・運営	整備・運営		整備・管理運営							
		監視・モニタリング		監視・モニタリング							
7	二次仮置場の整備・運営 (近隣市と連携)	用地確保		用地交渉				設計・発			
		整備・運営									
		監視・モニタリング									
8	都内処理	処理方法				可能性把握		試験処理			
	都外処理(広域処理)	都への事務委託				必要性の検討		協議			
10	避難所ごみ	収集運搬方法	設置	収集運搬							
11	し尿(仮設トイレ)処理	収集運搬方法	設置	収集運搬・処理							

参考：『東京都災害

## 第4節 災害等廃棄物処理事業費等の活用

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要となる。被災自治体のみでは対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。環境省においては、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業がある。補助事業の活用は本市の災害廃棄物対策に大きく影響するものであり、円滑な事業実施のため、都に技術支援を受けるとともに、発災後早期から都を通じて国の担当窓口と緊密な情報交換を行う。

災害等廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要となるため、必要な人員確保に留意する。

なお、国への申請等の手続きは都を経由して行う。

### 1. 災害等廃棄物処理事業

補助対象事業：暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な自然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理

対象事業主体：市町村、一部事務組合、広域連合、特別区

補助率：2分の1（地方負担分についても、大部分は特別交付税措置あり）

対象廃棄物：

- ① 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物（原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物）
- ② 災害により便槽に流入した汚水（維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外）
- ③ 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿（災害救助法に基づく避難所の開設期間内の物）
- ④ 災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

図表4-4-1 総事業費と補助金額、特別交付税措置の負担割合のイメージ

<b>総事業費</b>		
<b>国庫補助対象事業費=100</b>		対象外 =α
<b>国庫補助率1/2=50</b>	<b>補助うら8割(特別交付税) =50×0.8=40</b>	<b>市町村負担 =10+α</b>

※「補助率1/2、補助うら8割」は国庫補助対象事業費を100としてのものである。

出典：『市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（平成30年 環境省）』

### 2. 廃棄物処理施設災害復旧事業

補助対象事業：災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業

対象事業主体：都道府県、市町村、廃棄物処理センター 他

補助率：2分の1

(激甚災害においては、補助率の嵩上げ等の措置がある。また、地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置がある。)

### 3. 堆積土砂排除事業 (国土交通省との連携)

補助対象事業：市町長が災害により発生した堆積土砂（泥土、砂礫、岩石、樹木等）を排除する事業。対象は、総量が30,000m<sup>3</sup>以上、一団で2,000m<sup>3</sup>以上（50m以内の間隔で連続する場合は合算可）が対象

対象事業主体：市町 等

補 助 率：2分の1

#### ◆「堆積土砂排除事業」・「災害等廃棄物処理事業」の連携による申請の効率化

「堆積土砂排除事業」の所管は国土交通省で、「災害等廃棄物処理事業」の所管は環境省であるため、これまではそれぞれに申請が必要であった。しかし、国で申請書類の簡素化が図られ、共用資料である気象資料や図面・写真等は共用可能となり、また、申請は両省どちらかに一括での提出が可能となった。